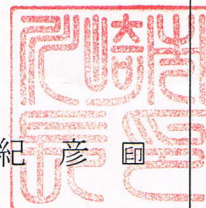


共催・後援承諾通知書

「福島のすがた写真展」実行委員会
会長 中田 直行 様

川崎市長 福田 紀彦 印



平成26年1月30日付けで申請のありました事業等について、次のとおり承諾いたします。

事業等の名称	「福島のすがた」写真展
事業内容等	申請書記載のとおり
承諾に当たっての条件	(1) 後援名義は「川崎市」とすること。 (2) 承諾を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに市長へ届出をし、承諾を受けること。 (3) 共催・後援承諾通知書を交付した後においても、承諾基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき又は市長が取消しを必要と認めたとき等は、その承諾を取り消すことがある。 (4) 上記の場合において、団体等が損害を受けても市は一切賠償の責めは負わない。 (5) 事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等が一切その責任において処理をしなければならない。 (6) 事業等の終了後は、14日以内に事業結果について報告すること。
担当課	市民・こども局 市民文化室 電話番号 044-200-2416